

税制調査会（第12回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成26年11月 7 日（金）15時03分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館11F－共用第 1 特別会議室（1113室）

○記者

今日、配偶者控除について、細かく分けて五つの案が示されました。一方で、経済財政諮問会議等は議論を急ぐよう求めており、一部の委員の中でも早急にという意見がありましたが、今後の議論のスピード感をどのように考えているか教えてください。

○中里会長

経済財政諮問会議等でこの問題について議論する際のメニューは十分に示せていると思います。今日の議論をお聞きになってお分かりのとおり、まだ一つに決められる段階にはありません。一つには決められないため、いくつかの選択肢があるということを示す、そのような第一次レポートを作ったということです。したがって、急げと言われますが、一つに絞ることを急ぐ必要はないのではないのでしょうか。もし何か具体的にということであれば、そちらの方で五つの中から選んでいただくことも可能です。まだ様々な問題が残っているため、我々はもう少し時間をかけ、所得課税制度全体の問題としてきっちりと議論するというスタンスは崩しません。ただ、必要最小限なことは行えたのではないかと考えています。

○記者

これまで基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）も含めて闊達な議論がされてきて、今おっしゃったように一本化するのなかなか難しいと思いますが、今日の議論を聞いていると、A-1案とC案を支持する委員の方も一方で多かったと思います。それを踏まえて、いずれかのタイミングで一本化していくことが生じるかもしれないませんが、そのタイミングとしてはどの程度の議論を経てそのようなところに持っていきたいかを教えてください。

○中里会長

それは今の段階では分からないということだと思います。配偶者控除という問題からスタートし、あのようないくつかのかなり広いメニューを示し、所得課税制度全体の組み換えのようなことに入っていけば良いという中間段階であるため、それを断った上であのようなものをまとめました。我々の本来の目的は、中間段階に留まるのではなく、基礎小委をさらに開いたり、総会を開いて、より根本的な所得課税制度の将来に向けての何かアイデアを示すことができれば良いと思います。現実にはできるかどうかやってみなければ分かりませんが、今はそのように考えています。

○記者

今回で年内の総会の議論は一旦閉じることになると思いますが、中里会長のお考え

では来年の何月頃に議論を再開したいと考えていますか。

○中里会長

これも様々な状況に左右されると思いますが、年を明けてそこまで遅くならない時期になると思います。その点はまた事務局と相談しながら考えていきたいと思います。あまり非常識なことにはならないと思います。

○記者

今回、選択肢を五つ示されており、レポートを拝見すると田近委員のお話でもありましたが、3ページ目の人口減少云々の段落を読むと、何となくC案がこのレポートの前半に書かれていることに近いのではないかと読めますが、この点について中里会長の現時点でのお考えをお聞かせください。

○中里会長

今日の議論をお聞きになってお分かりだと思いますが、あくまでも一つには絞り込めていません。ただ、C案のような考え方の方は比較的多くいらっしゃったということで、またA-1案、A-2案も含めてですが、A案のような考え方の方もいらっしゃいましたし、最初の議論等ではB-1案、B-2案のような考え方の方もいらっしゃいました。

この選択肢A-1、A-2、B-1、B-2、Cは全く同じ平面で並べてある改革案ではありません。どの程度現状を改革するかの程度が異なるものが三つ並んでいるため、どの程度踏み込むかによってどれになるかが自ずと決まってくるということだと思います。したがって、どの程度所得課税制度を変えることができるか、あるいは変えるべきかに応じてどのような方向に行くかが決まっていくと思います。

単に廃止というのであれば、ある意味簡単だと思いますが、今日のお話から分かる通り、そういうわけにもいかないとなったとき、バリエーションをつけて、このようなことも考えなければいけないというように、どんどん旋律が変化していく感じがあると思います。

○記者

子育て支援の拡充についてはどの案も低所得の世帯を中心に考えるべきとなっています。高所得を外すことは何となく分かりますが、いわゆる一般家庭、中所得世帯をあえて外して低所得の世帯を中心に明記されているのはなぜですか。

○中里会長

それは考え過ぎだと思います。我々は、むしろ子育て全体について温かい目配りをするを考えて議論をしました。ただ、高所得の方については税制の配慮をしなくてもそれは十分だろうというお考えもあるかもしれません。特に低所得の方に対しては、より目配りが必要だということで御理解いただけたらと思います。

○記者

今回、細かく言うと五つの案を示していると思いますが、3ページ目の人口減少と

いう社会の変化から、結婚して子育てをする世帯が大切だという基本理念を最初に言っていると思いますが、今回このような理念を置いたことと、五つの案はそれぞれ中立性という面でいうと様々な考え方が混在しているような気がします。この辺りは中里会長としてどのような総括をされているのか教えてください。

○中里会長

家庭の問題と言える、結婚するとかしないとか、子供をつくるかつからないか、子供を何人持つか、そのような個人の最もウェットな部分については、国家は入り込みません。あくまでも個人の選択に委ねるのが近代的な憲法制度といえますか、国家制度の基本だと思います。

ただ、結婚するとか、子供を持つとか、子供を育てるとか、そのようなことについて様々な阻害要因が存在する場合には、国がその阻害要因を除去して、結婚したい人は自由に結婚できる、したくない人はしなくてよいわけです。子供も持ちたい方は持てるという、そのような選択を狭めている要因を除去することが基本ではないかと考えており、一つの方向に国が皆を従わせるとか、そのようなことは考えていませんし、そのようなことにはならないと思います。

○記者

C案ですが、これは結婚していないと適用されないのですか。

○中里会長

民法上の婚姻関係に入った方のみを対象にするか、それとも事実婚の方まで含めるか、事実婚の方を含めるとしてどの程度かということは、なかなか難しい問題です。ただ、民法の中に婚姻の定めがあり、婚姻関係に入るとこのような法律効果があるということが定められています。ただ、内縁関係の場合であっても一定程度婚姻関係にある場合と同じように内縁の配偶者とといいますか、その方々を保護する必要があると裁判所が判断して内縁の方々にも婚姻と同じような保護が一定の範囲で及んでいるわけです。そのような民法上の制度がありますので、それを全く無視して租税制度を組むわけにはいかないと思います。

民法の方で婚姻、内縁関係の方々を婚姻関係にある方とどの程度同じように扱うかをしっかり決めていただく。場合によっては、例えばフランスなどのように、同性愛の方の婚姻とは呼ばないのかもしれませんが、婚姻類似の関係のようなものをどのように取り扱うかは、まず民法の問題なのです。それを前提として我々が租税制度を組み立てることになれば、配偶者の扱い等についてもまず法律上の婚姻関係にある方々からスタートするということは、ある意味必要であり、それが普通のことではないかと思います。それは別に事実上の婚姻関係にある方を阻害するなど、そのようなことではありません。あくまでもコアになるところをきちんとするということです。

○記者

理念としては大きなものだと思いますが、配偶者控除の見直しというものにある程

度焦点を合わせた選択肢だと思います。今日、委員の方からはおおむね良い案だということが出ていたと思いますが、この選択肢を示したことに対する中里会長としての評価をお聞かせいただけますか。

○中里会長

いただいた御指示は、女性の働き方の選択に対して中立的な租税制度について議論するように、ということであったため、それに沿って議論をしました。それに対するお答えとしては複数のメニューが提示できましたし、なかなか深く議論することができたと思います。それはあくまでも働き方の選択に対して中立的な税制について考えるようにという御指示があったため、それについて考えたということで、そこで留めるということではありません。2年後に中期答申を出すこともあり、所得課税制度全般について我々は常に考えておかなければいけないということです。したがって、これをきっかけとして、例えば社会保険料控除をどうするとか、給与所得控除をどうするなど、様々な要素を取り入れてさらに包括的な議論をすることができればそれが一番良く、そのような方向に進んでいこうと思います。

○記者

子育て支援ということは全ての案に入っていますが、これは税制上の措置として考えているのか、それとも財政措置として、いわゆる税額控除は手当的なものかもしれませんが、いわゆる手当なども含めて幅広く措置として言っているのか、どちらなのでしょう。

○中里会長

財政措置、税制の措置など、トータルに考えていくということであり、特に税制だけ考えればよいというものではありません。例えば税制の子育て控除のようなものが仮にここにあった場合、所得の無い方に子育て控除をしても仕方がないわけです。恩恵は及ばないため、その場合には財政的な措置が必要になるという具合に、支出の話と税金の話はどこかでトータルで考えなければいけないということです。特に意図してそのようになっているわけではなく、もう少し自然に考えていただけたらと思います。

○記者

C案についてですが、配偶者の収入に関わらず適用されるものであるという定義です。一方で、論点のところには、高所得の夫婦世帯にまで新たな控除を適用する必要はないのではないかという論点も示されていますが、配偶者の収入の方で見ると、現行の配偶者控除だと年収で言えば103万円ではなくなり、配偶者特別控除の方で見ても141万円までということで、収入に関わらず適用されることとなれば、配偶者の方の所得の部分で言えばもう少し広い部分で見れます。やはりこの論点で示されているように非常に高い高所得の方になった場合には適用しないということでしょうか。あるいは納税者本人の方も高所得になった場合には適用の対象から外すなど、そのようなこ

とも検討対象になるということでしょうか。

○中里会長

C案は大きな皿のようなものであり、そこにハマチを盛りつけるか、マグロを盛りつけるかという話だと思います。したがって、納税者本人の所得がこの程度であれば、そこまでの配慮は要らないのではないかと、配偶者の所得がこの程度であればそのような配慮は要らないのではないかとということについて、具体的な数字まで含めてまだ細かく議論してはいないということです。仮にこのC案が取り上げられるとすれば、そのような具体的な数字の話は、恐らく政治過程の中で決まっていく話ではないかと今の段階では思っています。

ただ、C案についてより具体的に示すようにということがあれば、そのときにはもちろん考えますが、今のところではもう少しブランクの大きな白地のキャンパスというものだと思ってください。

○記者

レポートを拝見すると、最後の方に社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら今後もさらに検討を進める必要があるということが書いてありますが、今回のAからC案について全体を俯瞰すると、Aの廃止という案は制度自体を廃止することであり、夫婦がそれぞれ自立した存在として税制面からも据えていこうという基本的な考え方にあるという気がします。一方でB案とC案は、家計というものを夫婦、これまでのように家計を一体として据えて考えていくという意味合いがより強いという気がします。

そうすると、配偶者控除の見直しの議論を俯瞰すると、家族のあり方や働き方がどうあるべきかという、一種の価値観の問題になっていくと思いますが、今後の議論の進め方としてどのように收拾をつけていくか、どのように進めていけばよいか。非常に難しい議論になっていくという気もしますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○中里会長

今日もお話の中で出ましたが、現行の所得課税制度が個人単位を前提としながら、夫婦だったり子供のいる家族だったりという場合には配偶者控除や扶養控除を使うことにより、夫婦なり、家族としての一面も考慮しようというハイブリッドな作りになっています。それはそれなりにとてもよくできた制度だと思います。それに対して大田委員や吉川委員などは個人単位をさらに強調し、配偶者控除は要らないとおっしゃっていました。そのような考えの方もいらっしゃると思います。

ただ、そこは難しいところで、先ほどおっしゃったように価値観が絡むとあまり税制調査会で議論するような話になりにくいのではないかと思います。したがって、そこはこのようなメニューもあります、あるいはこのようなメニューもありますという示し方にならざるを得ないと思います。私の価値観の方があなたの価値観よりも優れ

ているという議論をしても水かけ論であり、それは避けたいと思います。

ただ、いずれにせよ今日は経済界の方々のお話に謙虚に耳を傾けることを特に胸に置きながら司会を進めていきましたが、やはり研究者が制度の議論をするとどうしても理論倒れになってしまうところはあると思います。それは良い点もあるかもしれませんが、良くない点ももちろんあるため、そこで生活の実態あるいは経済の実態を御存じの方の意見を取り入れ、非常識にならない複数のメニューを提示することができれば一番良いと常に私は思ってきました。

それであるがゆえに五つの選択肢を示しながら、さらに他のバリエーションもあるのではないかと。五つの選択肢のそれぞれについてさらにその中の細かい点はブランクになっているというやり方にしました。したがって、あの選択肢を基に、この案にし、金額はこの程度にした方が良いとか、そのような議論を国民の皆様がしていただければ、我々にとって一番ありがたいことであり、政治過程でもそのようなことが行われていけば、それはこの税制調査会の役割を十分に果たしたことになると思います。具体的な中身についてはそれぞれの委員の方のお考えはあると思いますが、私どもで言うより、あとは皆様に御議論いただくというスタンスでいきたいと思っています。

○記者

今のところで確認ですが、選択肢の性格について、今おっしゃったように他のバリエーションもまだあり得るかもしれないとか、あるいはこの中でもかなり議論が必要な部分もあります。選択肢以外に課題もたくさんありますが、いわゆる、さあ選んでくださいという意味で政治過程なり、経済財政諮問会議なりに示す類の選択肢なのか、あるいは課題が列挙されているように、専門家の集まりである政府税制調査会の方で引き続き選択肢を絞るのか、発展させるのか、議論を続けていきたい、いくべきだと、その方が適切とお考えですか。その辺りの選択肢の性格を教えてください。

○中里会長

時間的な猶予の問題だと思います。あくまでもこれは所得課税制度全体に関わる、所得税の根幹に関わる問題であり、あまり拙速に結論は決めない方が良いというスタンスのため、少し幅を広くとり、様々な視点を取り入れながら議論をしてきたわけです。したがって、すぐにこの選択肢のこれが一番ですということに今はしなくても良いと思います。必要があると思われた方が、具体的な内容を具備した、より具体的な制度として、例えば政治過程で提示されるのであれば、それは歓迎しますし、そこについてはオープンです。ただ、我々としてはこれが終わりではないため、あくまでもとっかかりとして所得課税制度全体について社会経済の変化に応じた望ましい形に入っていかうというところです。最初の宿題の何ページかが終わったから、さあ次に行こうという感じです。

○記者

11ページ目のところで、改正全体としては増減収が生じない税収中立とありますが、

ここで言う税込中立というのは、この配偶者控除の見直しの選択肢に限ったお話なのか、それとも今回、所得課税全般を見直すときに増減税が生じないような税込中立を目指す改革を目指しているのか。財政再建、財政健全化という意味で、所得税で税込をもう少し確保した方が良いのではないかという問題意識をお考えではないのでしょうか。

○中里会長

今はそのような議論をすべきではないと思います。ただ、五つの選択肢を示して、このことによって増税を凶っているかのごとき論調が出ると、私たちの意図とは異なりますので、困ります。困るというのは、我々はそのようなことを考えていないからという意味です。あくまでもそこは、この議論をとっかかりとして増税を凶るものではないということを強調したかったのです。

この中で強調したところが二つあります。一つはそこです。増税を狙っているわけではないということ。もう一つは、給与の支払い方や社会保険料制度について、しっかりとそちらで議論していただきたいというメッセージも失礼にならない程度に書いています。他にもいろいろありますが、その二つはやはりそのようなことではないかと思います。

[閉会]